

厚生労働省発保 0417 第 4 号

平成 27 年 4 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導費の国庫補助の一部改正について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 74 条に基づく国庫補助金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内国民健康保険組合に対する周知につき配慮願いたい。

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第74条の規定に基づく国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、国民健康保険法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条及び第24条の規定に基づき国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が行う、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）により国保組合が行う特定健康診査等を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額と第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の概算払)

- 5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第7により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税や地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 国保組合の理事長は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第2により関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度12月28日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 都道府県知事は、7の(1)による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、国保組合に係る補助金について、厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、各国保組合に対し別紙様式第3又は別紙様式第3-1により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
- (1) 国保組合の理事長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式第5により関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

- 12 都道府県知事は、国保組合に係る補助金について、厚生労働大臣の交付額の確定の通知があったときは、国保組合に対し別紙様式第6により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費														
<p>○特定健康診査</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額</p>	<p>○特定健康診査</p> <p>特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 584 667 696">実施方法 (注)</th> <th data-bbox="667 584 834 696">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="256 696 834 741"><集団健診></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 741 667 869">基本的な健診項目のみ実施</td> <td data-bbox="667 741 834 869">円 1,396</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 869 667 1010">基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="667 869 834 1010">1,693</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="256 1010 834 1055"><個別健診></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1055 667 1182">基本的な健診項目のみ実施</td> <td data-bbox="667 1055 834 1182">円 1,830</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1182 667 1323">基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="667 1182 834 1323">2,200</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法 (注)	基準単価	<集団健診>		基本的な健診項目のみ実施	円 1,396	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,693	<個別健診>		基本的な健診項目のみ実施	円 1,830	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	2,200	
実施方法 (注)	基準単価														
<集団健診>															
基本的な健診項目のみ実施	円 1,396														
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,693														
<個別健診>															
基本的な健診項目のみ実施	円 1,830														
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	2,200														
<p>※ 訪問による特定健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う形態については個別健診の実施とみなす。</p>															

<p>○特定保健指導</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績（6ヶ月以上経過後）評価まで全て実施する場合</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援）</p> <p style="text-align: right;">2,040 円</p> <p>イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援）</p> <p style="text-align: right;">5,880 円</p> <p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p>	<p>○特定保健指導</p> <p>特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>
--	--

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの厚生労働大臣が認めた実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 1,632
初回面接終了後から実績評価の終了まで (実績評価)	408

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 2,352
継続的支援の開始から実績評価の終了まで (実績評価)	3,528

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

(注) 「集団健診」・・・医療機関 (健診センター等)、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて (日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。) 健診を行うもの。(個別健診に該当しないもの。)

「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。)

◎ 「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」新旧対照表
(平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>別 紙</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

改正後

現行

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後に
 おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用
 図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入
 控除税額が確定した場合には、別紙様式第7により速やかに厚生労働大臣に報
 告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、
 一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又
 は本社、本所等）で消費税や地方消費税の申告を行っている場合は、本部の
 課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に
 係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に
 ついて証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定
 の日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その
 承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない
 い。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前
 記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る
 予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により
 厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管して
 おかなければならない。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後に
 おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用
 を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入
 控除税額が確定した場合には、別紙様式第7により速やかに厚生労働大臣に
 報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、
 一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又
 は本社、本所等）で消費税や地方消費税の申告を行っている場合は、本部の
 課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税
 に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に
 ついて証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（6
 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受
 けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

1. 基準額		2. 対象経費
○特定健康診査 次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認められた実施人員を乗じた額		○特定健康診査 特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使料、材料及び賃借料、負担金
実施方法 (注)	基準単価	
<集団健診>		
基本的な健診項目のみ実施	円 1,396	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,693	
<個別健診>		
基本的な健診項目のみ実施	円 1,830	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	2,200	
※ 訪問による特定健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う形態については個別健診の実施とみなす。		

1. 基準額		2. 対象経費
○特定健康診査 次により算定した額の合計額 実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認められた実施人員を乗じた額		○特定健康診査 特定健康診査の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使料、材料及び賃借料、負担金
実施方法 (注)	基準単価	
<集団健診>		
特定の健康診査のみ実施	円 1,396	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,693	
基本的な健診項目のみ実施	1,060	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,016	
<個別健診>		
特定の健康診査のみ実施	円 1,830	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	2,200	
基本的な健診項目のみ実施	1,150	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	750	
※ 訪問による特定健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う形態については個別健診の実施とみなす。		

改正後

現行

<p>○特定保健指導 次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績（6ヶ月以上経過後）評価まで全て実施する場合 次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援） 2,040円</p> <p>イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援） 5,880円</p> <p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p>	<p>○特定保健指導 特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金</p>
--	---

<p>○特定保健指導 次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績（6ヶ月以上経過後）評価まで全て実施する場合 次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援） 2,040円</p> <p>イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援） 5,880円</p> <p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p>	<p>○特定保健指導 特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金</p>
--	---

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの厚生労働大臣が認めた実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 1,632
初回面接終了後から実績評価の終了まで (実績評価)	408

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 2,352
継続的支援の開始から実績評価の終了まで (実績評価)	3,528

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

(2) (1) 以外の場合 (特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの厚生労働大臣が認めた実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 1,632
初回面接終了後から実績評価の終了まで (実績評価)	408

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 2,352
継続的支援の開始から実績評価の終了まで (実績評価)	3,528

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

改正後

(注1) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）
「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。）

現行

(注1) 「集団健診」・・・医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うもの。（個別健診に該当しないもの。）
「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。）

別紙様式第1

別紙様式第1

号
日
月
年
番

厚生労働大臣

殿

〇〇国民健康保険組合理事長

印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
 - 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳 (別紙C)
 - 3 添付書類
 - (1) 平成 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料
 - 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。
- | | |
|----------------|---------------|
| 申請額 | 金 円 (A) |
| 前回までの
交付決定額 | 金 円 (B) |
| 差引今回変更
増減額 | 金 円 (A) - (B) |

別紙様式第1

別紙様式第1

号
日
月
年
番

厚生労働大臣

殿

〇〇国民健康保険組合理事長

印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
 - 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳 (別紙C)
 - 3 添付書類
 - (1) 平成 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料
 - 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。
- | | |
|----------------|---------------|
| 申請額 | 金 円 (A) |
| 前回までの
交付決定額 | 金 円 (B) |
| 差引今回変更
増減額 | 金 円 (A) - (B) |

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳

(国民健康保険組合)

円	(A)	
円	(B)	対象経費支出 予定額
円	(C)	寄付金その他の 収入予定額
円	(D)	差引額 B-(C)
円	(E)	国庫補助金 基本額 <small>(E)=(D)×2.5 +15,000,000</small>
円	(F)	所要額
円	(G)	国庫補助金 交付決定額
円	(H)	差引通知交付 申請額 (F)-(G)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
- 3 「国庫補助金所要額」(D)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引通知交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要額の8による変更申請手続のほかに料額を引くこと。

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳

(国民健康保険組合)

円	(A)	
円	(B)	対象経費支出 予定額
円	(C)	寄付金その他の 収入予定額
円	(D)	差引額 B-(C)
円	(E)	国庫補助金 基本額 <small>(E)=(D)×2.5 +15,000,000</small>
円	(F)	所要額
円	(G)	国庫補助金 交付決定額
円	(H)	差引通知交付 申請額 (F)-(G)

- (注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
- 3 「国庫補助金所要額」(D)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引通知交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要額の8による変更申請手続のほかに料額を引くこと。

改正後

別紙様式第2～別紙様式第3 (省略)
別紙様式第4

別紙様式第4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

現行

別紙様式第2～別紙様式第3 (省略)
別紙様式第4

別紙様式第4

番号
年月日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導推進基金精算額内訳

別紙様式第4 別紙

改正後

円	(A)	基 本 額	円
円	(B)	対象経費の 実支出額	円
円	(C)	寄付金その他 の収入額	円
円	(D)	差 引 額	円
円	(E)-(C)	国庫補助金 基 本 額	円
円	(F)	国庫補助金 所 要 額	円
円	(G)	国庫補助金 交 付 決 定 額	円
円	(H)	国庫補助金 受 入 額	円
円	(I)	国庫補助金 精 算 額	円
円	(J)-(I)	差引額(A) 不足額	円

(注)：「基本額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託せしめ自ら実施した場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収した場合であつて、「対象経費の
 実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
 (特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)
 3 「国庫補助金所要額」(E)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導推進基金精算額内訳

別紙様式第4 別紙

現 行

円	(A)	基 本 額	円
円	(B)	対象経費の 実支出額	円
円	(C)	寄付金その他 の収入額	円
円	(D)	差 引 額	円
円	(E)-(C)	国庫補助金 基 本 額	円
円	(F)	国庫補助金 所 要 額	円
円	(G)	国庫補助金 交 付 決 定 額	円
円	(H)	国庫補助金 受 入 額	円
円	(I)	国庫補助金 精 算 額	円
円	(J)-(I)	差引額(A) 不足額	円

(注) 1 「基本額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
 2 特定健康診査等を実施機関に委託せしめ自ら実施した場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収した場合であつて、「対象経費の
 実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
 (特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)
 3 「国庫補助金所要額」(E)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。

(1) 特定健康影響経費別内訳

(注) 1 対象者は、当該年度の1月1日における対象者を記入すること。例外規定は該当することを明示するものとする。
 2 「対象経費の実支出額」欄の表は、特定経費の実支出別に人員を記載すること。
 3 「対象経費の実支出額」欄の表は、実施期間から請求額を明記すること。

区分	実施人員	5年未満 5年未満 5年未満	5年未満 5年未満 5年未満	5年未満 5年未満 5年未満	特定健康影響				
					対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	
A	A	A	A	A	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
B	B	B	B	B	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
C	C	C	C	C	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
D	D	D	D	D	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

(1) 特定健康影響経費別内訳

(注) 1 対象者は、当該年度の1月1日における対象者を記入すること。例外規定は該当することを明示するものとする。
 2 「対象経費の実支出額」欄の表は、特定経費の実支出別に人員を記載すること。
 3 「対象経費の実支出額」欄の表は、実施期間から請求額を明記すること。

区分	実施人員	5年未満 5年未満 5年未満	5年未満 5年未満 5年未満	5年未満 5年未満 5年未満	特定健康影響				
					対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	対象経費 1.5%	
A	A	A	A	A	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
B	B	B	B	B	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
C	C	C	C	C	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
D	D	D	D	D	対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
					対象経費	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

(2) 特定保健指導経費別内訳 (省略)

(2) 特定保健指導経費別内訳 (省略)

改正後	現行
別紙様式第5～別紙様式第7 (省略)	別紙様式第5～別紙様式第7 (省略)

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本
(2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変
更増△減額 金 円 (A) - (B)

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳

(国民健康保険組合名)

基準額	(A) 対象経費支出 予定額	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (B) - (C)	国庫補助金 基本額 <small>(A)と(D)×1/3)の いずれか少ない方の額</small>	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G)
(H)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。

2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄は0とすること。)

3 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた金額を記入すること。

4 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額			(A)欄の内訳		対象経費支出予定額		(B)欄の内訳	金額
	実施人員	基準単価	所要額	人	円	円	円		
特定健康診査									
対象者数(人)									
組合員									
家族									
合計									
※ 当該年度の4月1日現在における対象者数									
※ 実施人員数ではない。									
集団健診	単独実施	基本項目のみ 1,386	基本項目のみ 1,386	人			報酬、共済費、賃金、報償費 1式× =		
小計(a)			基本項目+詳細項目 1,693	人			旅費 1式× =		
個別健診	単独実施	基本項目のみ 1,830	基本項目のみ 1,830	人			需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱 水費、修繕料 1式× =		
小計(b)			基本項目+詳細項目 2,200	人			役員費 通信運搬費、手数料、保険料 1式× =		
合計(a)+(b)				人			委託料 1式× =		
				人			使用料及び賃借料 1式× =		
				人			負担金 1式× =		
				人			実施人員 単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目		
				人			実施人員 単独実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目		

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかなる場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額			対象経費支出予定額		
	実施人員	基準単価	所要額	(B)欄の内訳		
	人	円	円	円		
特定保健指導						
対象者数(人)						
動機付け支援				報酬、共済費、賃金、郵賃費	1 式 × =	
積極的支援				旅費	1 式 × =	
合計				消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	1 式 × =	
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援の場合)、継続的支援及び実績評価を行うもの(「実績評価のみ」を含む。 ※実施人員数ではない。	動機付け支援	人	2,040	夜務費	1 式 × =	
	初回面接のみ	人	1,632	通信運搬費、手数料、保険料	1 式 × =	
	実績評価のみ	人	408	委託料	1 式 × =	
	積極的支援(丁)	人	5,880	使用料及び賃借料	1 式 × =	
	初回面接のみ	人	2,352	備品購入費	1 式 × =	
	実績評価のみ	人	3,528	負担金	1 式 × =	
	合計	人		動機付け支援(丁)	人	
				初回面接のみ	人	
				実績評価のみ	人	
				積極的支援(丁)	人	
			初回面接のみ	人		
			実績評価のみ	人		

(注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に実施人員数を記載すること。

3 「動機付け支援(丁)」および「積極的支援(丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月後)評価まで全てを行う者(予定含む)を計上すること。

(※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。

(※) 「積極的支援(丁)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。

5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績(6ヶ月後)評価のみを行う者を計上すること。

なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

6 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
交付申請書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額調書 (別紙)

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額調書

(都道府県名)

国民健康保険 組合名	基 準 額 (A) 円	対象経費 支出予定額 (B) 円	寄付金及びその他 の収入予定額 (C) 円	差 引 額 (B)-(C) (D) 円	国庫補助金 基本額 (A)と(D)×1/3 のいずれか 少ない方の額 (E) 円	国庫補助金 所 要 額 (F) 円	国庫補助金 交付決定額 (G) 円	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F)-(G) (H) 円
〇〇国民健康保険 組合								
合 計 国民健康保険組合数 ()								

(注) 「国庫補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の8による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。

番 号

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付決定通知書

〇〇国民健康保険組合

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条〔第1項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、
第3項の規定により平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって、修正のうえ(注)修正交付決定をする場合〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は、〔平成 年 月 日申請書記載のとおりである。〕
2のとおりである。(注)修正交付決定をする場合
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

〇〇国民健康保険組合

平成 年 月 日厚生労働省発保第 号で交付決定された平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、
〔 決定の内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を（注）修正交付決定をする場合 〕 次のとおり変更
することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発保第 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、
〔 平成 年 月 日申請書記載のとおりである。
2のとおりである。（注）修正交付決定をする場合 〕
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
（今回減少額）		
補助金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
（今回減少額）		

- 3 この交付の決定内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇国民健康保険組合理事長 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の
事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算額 金 円
- 2 平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳 (別紙)
- 3 添付書類
 - (1) 平成 年度歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
 - (2) その他参考となる資料

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳

(国民健康保険組合名)

基準額 (A)	対象経費の実支出額 (B)	寄付金その他の収入額 (C)	差引額 (B)-(C) (D)	国庫補助金基本額 (A)と(D)×1/3の いずれか少ない方 の額 (E)	国庫補助金所要額 (F)	国庫補助金交付決定額 (G)	国庫補助金受入額 (H)	国庫補助金精算額 (F)と(G)のいずれ か少ない方の額 (I)	差引過(△) 不足額 (H)-(I) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
- 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施した場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収した場合であって、「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。
(特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)
- 3 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。

(1) 特定健康診査経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額		(A)欄の内訳		対象経費の支支出額		(B)欄の内訳 金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円				
特定健康診査							
対象者数(人)							
組合員							
家族							
合計							
※当該年度の4月1日現在における対象者数。							
※実施人員数ではない。							
集団健康診査	人	1,396					
小計(a)	人	1,693					
個別健康診査	人	1,830					
小計(b)	人	2,200					
合計(a)+(b)	人						

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費の支支出額」欄の実施人員は、特定健康診査の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の支支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	基準額		(A)欄の内訳		対象経費の実支出額	(B)欄の内訳 金額
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	円		
特定保健指導						
対象者数 (人)						
動機付け支援					報酬、共済費、賃金、報償費 1 式 × =	
積極的支援					旅費 1 式 × =	
合計					常用費 消耗品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料 1 式 × =	
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援の場合)、継続的支援及び実績評価を行うもの(「実績評価のみ」)を含む。					夜務費 通信運搬費、手数料、保険料 1 式 × =	
※実施人員数ではない。					委託料 1 式 × =	
					使用料及び賃借料 1 式 × =	
					備品購入費 1 式 × =	
					負担金 1 式 × =	
動機付け支援					動機付け支援 (丁) 人	
初回面接のみ		2,040			初回面接のみ 人	
実績評価のみ		1,632			実績評価のみ 人	
合計		408				
積極的支援					積極的支援 (丁) 人	
初回面接のみ		5,880			初回面接のみ 人	
実績評価のみ		2,352			実績評価のみ 人	
合計		3,528				
合計					人	

(注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に人員数を記載すること。

3 「動機付け支援 (丁)」および「積極的支援 (丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績 (6ヶ月後) 評価まで全てを行った者を計上すること。

(※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。

(※) 「積極的支援 (丁)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

4 「初回面接のみ」欄の実施人員は当該年度内は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。

5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績 (6ヶ月後) 評価のみを行った者を計上すること。

なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の取扱である。

6 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る
事業実績報告書の提出について

標記について、管内国民健康保険組合理事長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

(添付書類)

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額調書 (別紙)

番 号

平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
交付額確定通知書

〇〇国民健康保険組合

平成 年 月 日第 号で交付決定通知された平成 年度国民健康保険組
合特定健康診査・保健指導国庫補助金については、平成 年 月 日第 号事業
実績報告に基づき平成 年 月 日厚生労働省発保第 号をもって交付額が
金 _____円に確定されたので通知する。

なお、超過交付となった国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金
金 _____円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭
和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成 年 月 日まで
に返還することを命ぜられたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった平成 年度国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金について、国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱6の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還額) 金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)